

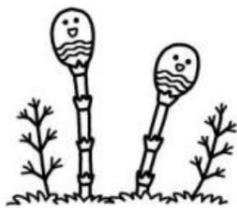
# 回 覧

平成26年4月15日 (三股町)

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

## ◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分 類】 | 【No.】  | 【内 容】   |
|-------|--------|---|
| ①募 集  | 1. 2   | ◆平成26年度 町教育委員会主催教室（元気教室）の受講生を募集します                            |
|       | 3      | ◆平成26年度「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業を募集します<br>◆弓道教室の生徒を募集します |
|       | 4      | ◆「鹿児島県沖永良部島研修」「オーストラリアホームステイ研修」派遣団員を募集します                     |
|       | ③講座・教室 | ◆就職などに役立つ講座を開催します（受講料無料）                                      |
| ④お知らせ | 5      | ◆第82回みまたん駅前よかもん市（朝市）を開催します                                    |
|       | 5. 6   | ◆平成26年度 軽自動車税の身体障害者などに対する減免申請を受け付けます                          |
|       | 7      | ◆ごみ収集の日程をお知らせします<br>◆太陽光発電システム設置費の一部を補助します                    |
|       | 8      | ◆平成26年度家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を補助します                                |
|       | 9      | ◆平成26年度 狂犬病予防集合注射を実施します                                       |
|       | 10     | ◆大切な水を守るため、生活排水の適正な処理をお願いします<br>◆平成26年度から合併処理浄化槽の補助制度が変わります   |
|       | 11     | ◆住宅リフォーム経費の一部を補助します   |



- | 【分 類】   | 【No.】 | 【内 容】   |
|---------|-------|---|
|         | 1 2   | ◆木造住宅の耐震診断を実施します<br>◆町有地を売ります！  |
|         | 1 3   | ◆電柱への「カラスの巣作り」による停電防止にご協力ください<br>◆感電事故防止に努めましょう<br>◆憲法週間行事を実施します  |
| ⑦保健と福祉  | 1 4   | ◆「三州健康教室」を開催します<br>◆「エクササイズクラブ」で運動しませんか<br>(一般)   |
| ⑧農林産業関連 | 1 5   | ◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です<br>◆農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による 町商品券交換事業を実施しています<br>◆農業用廃棄プラスチック処理業務のお知らせ |
|         |       | ⑨相 談  |
|         | 1 7   | ◆「こころの健康相談」を実施します<br>◆「ふれあい福祉相談」を実施します<br>◆「法律相談」（無料）を実施します<br>◆「交通事故無料相談」を実施します                          |



# ① 募 集

あなたの仲間づくりと  
学びの心を応援します

## ◆ 平成26年度 町教育委員会主催教室（元気教室）の受講生を募集します

中央公民館や各地区分館で、町教育委員会主催（元気教室）を開講します。

- 対 象 : 町内在住者なら誰でも参加できます（町外の方は制限がありますのでお問い合わせください）。
- 学習費 : **5,000円/年会費** ※教材費が別途必要です。途中脱退の場合、学習費は返却できません。  
年20回（1回当たり2時間）。ただし、年40回（1回当たり1時間）もあります。
- 期 間 : 6月～翌年3月の10カ月間（開講式：6月、閉講式：3月最終学習日）  
開講式(第1日目)が決まり次第、申込者には、はがきで連絡します。  
※実施場所など、都合により変更になる場合があります。
- 申し込み : **最終締切日【5月16日(金)】**までに、申込用紙を担当までご提出ください。  
学習費は、9月までに、中央公民館生涯学習係までお持ちください。  
開講式以降、参加を希望する人は、申込用紙に学習費を添えて中央公民館までお持ちください。  
※申込用紙は、中央公民館内の教育委員会（教育課）にあります。  
※申し込みの少ない教室（10人未満）は開講できません。一方、申し込みの多い教室は抽選になります。ご注意ください。

※ お申し込み・お問い合わせは、  
教育委員会 教育課 生涯学習係  
(☎52-1111・内線432)  
をお願いします。



### 【元気教室】 ☆印は平成26年度より新規開講!

	教室名	開催日	時間	実施場所	内容紹介
1	書道入門教室 講師：江口 典子先生	毎月 第2・4木曜	午前 10時～正午	中央公民館 第1研修室	習字の基本的書法から応用、ペン字の練習をします。 作品作りもあります。
2	着付け教室 講師：大久保 悦子先生	毎月 第1・3水曜	午後 1時30分～3時30分	中央公民館 和室	簡単に誰にでも着れる浴衣の着付けから、合わせ(冬に着る)のお太鼓結び、 相手への着せ付けを学びます。
3	茶道教室 講師：後藤田 規子先生	毎月 第2・4水曜	午後 1時30分～3時30分	中央公民館 和室	茶道の点前 <small>たてまえ</small> （盆略手前）の習得、季節感を味わい和敬静寂の精神を求めて いく楽しい時間です。教室開催時は毎回300円程度のお茶菓子代が必要 になります。
4	フォークダンス教室 講師：深沢 博子先生	毎月 第2・4木曜	午前 10時～正午	第1地区分館	世界各国のダンスを踊ります、とにかくたのしいですよ。仲間づくりに最 適、運動会で踊るフォークダンスと一味違うダンスを踊ってみませんか 男性の方も大歓迎です
5	歌声喫茶教室 講師：永野 朱美先生	毎月 第2・4金曜	午後 2時～4時	中央公民館 第1研修室	唱歌・童謡から昭和歌謡など、呼吸法や歌う基礎も学びながら皆で楽しく 歌いませんか。

	教室名	実施日	時間	場所	内容紹介
6	ミュージックスクール 講師：永野 朱美先生	毎月 第2・4金曜	午後 4時～6時	中央公民館 第1研修室	4歳以上が対象です。 体や楽器を使って、一緒に音楽を楽しむ体験をしませんか。
7	えいかいわ教室 ① 講師 濱田 裕子先生	毎週 木曜	午後 4時30分～5時30分	中央公民館 第1研修室	小学生低学年（定員おおむね15人）が対象です。 小学校低学年を対象とした基礎レベルの英会話教室です。
8	えいかいわ教室 ② 講師 濱田 裕子先生	毎週 木曜	午後 5時30分～6時30分	中央公民館 第1研修室	小学校高学年（定員おおむね15人）が対象です。 小学校高学年を対象とした基礎レベルの英会話教室です。
9	☆英会話教室 A 講師 濱田 裕子先生	毎週 木曜	午後 6時30分～7時30分	中央公民館 第1研修室	中学生（定員おおむね15人）が対象です。 中学生を対象とした基礎～初級レベルの英会話教室です。
10	英会話教室 B 講師 濱田 裕子先生	毎週 木曜	午後 7時30分～8時30分	中央公民館 第1研修室	一般（定員おおむね15人）が対象です。 16歳以上を対象とした大人の基礎～初級レベルの英会話教室です。
11	☆いきいき元気アップ教室 講師：山下 みずほ先生	毎月 第2・4火曜	午後 1時30分～3時30分	第1地区分館	用具を使った体操です。音楽に合わせてゆっくりと健康体操をしましょう。 男性の方も大歓迎です。
12	ちぎり絵（絵てがみ）教室 講師：猪ヶ倉 タエ子先生	毎月 第1・3金曜	午前 10時～正午	中央公民館 第1研修室	和紙を何回もはぐり、ちぎり油絵の様に色を重ねていく手法で心が和みます。
13	☆初心者向けウクレレ教室 講師：永田 年生先生	毎月 第2・4月曜	午後 2時～4時	中央公民館 第1研修室	ウクレレの持ち方、弾き方、コードの押さえ方、リズム、メロディー、ハーモニーなどハワイアンほか、歌と演奏を学びます。
14	キッズフラダンス教室 講師：川崎 一枝先生	毎月 第2・4土曜	午前 10時～正午	第9地区分館	小学生以下の女の子・男の子が対象です。ハワイアンダンスと一緒に踊りませんか。リズム感を育てます。
15	体幹トレーニング教室 講師：青木 督和先生	毎月 第1・3・5火曜	午後 7時30分～9時30分	第9地区分館	効率のよい体の使い方やストレッチポールを使ってのトレーニングを行ないます。ストレッチポール(約3,000円)が必要です。
16	新体操教室 講師：堀 小百合先生	毎週 火曜	午後 5時～6時 6時～7時	第7地区分館	手具を使い音楽に合わせて踊ることで体力、柔軟性を付けることができます。また姿勢を良くすることや、体全体を使い自分を表現することを新体操を通して学べる内容となっています（子どもが対象です）。
17	フラワーアレンジ教室 講師：松田 八津子先生	毎月 第2金曜	下記時間帯いつでも 午前10時～11時 午後1時～2時 午後5時～7時	中央公民館 視聴覚室	洋風生け花の教室です。アレンジメントフラワー、プリザーブドフラワーなど、都合の良い時間に習えます。お花材料代が毎回1,200円必要です。

◆ 平成26年度「みんなで創ろう、みまたん地域づくり  
推進事業補助金」対象事業を募集します

町では、「自立と協働で創る元気なまち三股」を目指し、町民と協力して地域の特性に応じた創造性豊かで多様性に富んだ地域づくりの再生を推進することを目的として、地域づくりを目指す団体の認定を受けた事業に対して補助金交付を行います。

目的	住民と行政が協働で町を支えていくための施策を模索する機会として、特色ある地域づくりを行おうとする団体にその活動のきっかけづくりを支援するものです。
補助団体	地域または集落、みまたんえき周辺、みまたんえき多目的ホールで活動を行う団体（町内全体が活動地区でも可）。ただし、町のほかの事業補助を受けて実施している団体は申請できません。
補助期間	活動のきっかけづくりの支援ですので助成期間は、原則1年間（事業年度の3月31日まで）となります。ただし、特に審査会で認められたものは最高3年まで延長されます。
補助金額	補助金額については、事業内容を審査会で審査して決定します。 ・ <b>限度額 20万円</b> 。ただし、みまたんえき多目的ホールを活用するものについては2万円。なお延長の認められた事業の場合は、次年度以降補助額が減額されます。
募集期間	5月30日（金）まで

予算額に限りがあるため、事業の採択・補助金額の決定は予算の範囲内で審査会において決定しますが、広く町民の提供する地域づくり活動を支援したいと考えておりますので、たくさんの応募をお待ちしています。なお詳しい内容は、公式サイトをご覧ください。

☆町公式サイトアドレス <http://www.town.mimata.miyazaki.jp/>

※お問い合わせは、地域政策室地域政策係（2階 ⑦番窓口）  
（☎52-1111・内線223）をお願いします。



◆ 弓道教室の生徒を募集します



平成26年度「三股町弓道教室」を開催します。興味のある人は、奮ってご参加ください。

【開催期日】

月	曜日	日（計10回）	時間
6月	火曜	3日、10日、17日、24日	午後7時30分 ～9時30分
	木曜	5日、12日、19日、26日	
7月	火曜	1日	
	木曜	3日	

【開催場所】 三股町弓道場

【対象者】 中学生以上。年齢・経験・性別に関係なく誰でも参加できます。ただし、中高生は学校の部活動生（弓道部）以外が対象です。また中学生は保護者の同伴が必要となります。

【定員】 15人程度（先着順）

【受講料】 2千円（貸し出し道具代、テキスト代込み）

【服装】 運動に適した服装でお越しくください。なお道場内では靴下、または白足袋の着用をお願いします。

【申込期限】 5月20日（火）まで（定員になり次第締め切ります）。

【主催】 三股弓道愛好会、宮崎県弓道連盟北諸支部

【後援】 三股町教育委員会

※お申し込み・お問い合わせは、  
三股町弓道愛好会 代表 迫田次郎（☎51-0753）  
町教育委員会 教育課 スポーツ振興係  
（☎52-1111・内線433・434）をお願いします。



◆「鹿児島県沖永良部島研修」「オーストラリアホームステイ研修」  
派遣団員を募集します

	鹿児島県・沖永良部島研修	オーストラリア・ホームステイ研修
派遣先	鹿児島県 沖永良部島	オーストラリア クインズランド州 ブリスベン
派遣期間	7月30日(水) ～8月4日(月)【予定】 (夏休み期間中の5泊6日)	8月16日(土) ～24日(日)【予定】 (夏休み期間中の8泊9日)
	■正式に決定次第、中央公民館・町体育館などに募集ポスターを掲示します。	
活動内容	文化学習、体験学習、自然体験、 視察、交流など	ホームステイ、現地学校での英語 研修、交流活動および事後報告会など
参加資格	町内各小学校の6年生	町内に住所がある中学生、
募集人員	30人(抽選により決定)	選考の上決定(5人程度)
参加費	1人当たり3万3千円程度	1人当たり10万円程度 ☆パスポート発行手数料、旅行障害 保険料、疾病・事故による治療費、入 院費、小遣い、キャリーバック、携行 品などの個人的経費は別途個人負担 になります。
申込期間	5月1日(木)まで	5月7日(水)まで
その他	※日程など、諸事情により計画を変更する場合があります。	

※お問い合わせは、

☆沖永良部島研修・・・町教委 教育課 生涯学習係(中央公民館内)  
(☎52-1111・内線432)

☆オーストラリア研修・・・町教委 教育課 学校教育係(中央公民館内)  
(☎52-1111・内線426)

をお願いします。



③ 講座・教室

◆ 就職などに役立つ講座を開催します(受講料無料)

都城地域雇用創造協議会で開催予定の講座をお知らせします。

※実施するセミナーは雇用保険受給者の求職活動の1回として認められます。

※応募者多数の場合は選考になります。

講座	◎介護事務セミナー
内容	介護の運営に携わる介護事務の基本について学び、資格取得 を目指してみませんか? ※資格取得のための受験、手続きなどは含みません。
期日	5月26日(月)～29日(木) 全4日間
時間	午前9時～午後4時
定員	15人
締め切り	5月12日(月) 必着
場所	都城コア学園(都城市吉尾町77-8)

【お申し込み・お問い合わせ】

都城地域雇用創造協議会事務局(都城市役所5階)

☎: 23-2412

FAX: 23-2417

E-mail: mjkoyou@btvm.ne.jp

ホームページ: <http://www.mjkoyou.com/>

をお願いします。

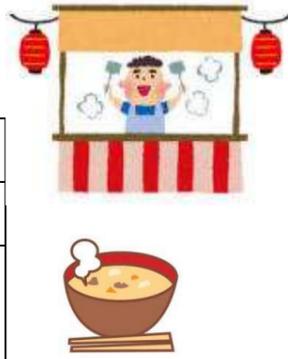


④ お知らせ

◆ 第82回みまたん駅前よかもん市（朝市）を開催します

☆第82回みまたん駅前よかもん市☆

期 日	4月27日（日）【毎月第4日曜日開催】
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）



平成19年7月よりJR三股駅（みまたん駅）周辺で開催しています「みまたん駅前よかもん市」は今月で82回目を迎えます。

町内農家が無農薬で栽培する新鮮な野菜をはじめ、果物や海産物、農産加工品、工芸品、また大人気の猪汁（ししじる）や焼きそばなど、朝市でしか買えない商品が格安にて販売されます。

さらには、来場されたお客さまへのサービスとして、朝市にて使用できる商品券がもらえるポイントカードや、出店者より提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行っています。

家族全員で楽しめるイベントです。毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？

皆さまのお越しを心よりお待ちしております。

- お楽しみ抽選会は午前10時ごろより開催します～  
お買い物してもらえるポイント引換券を持ってポイント引換所へ！そこで、抽選券をもらってください。なお抽選券はお1人様1枚までとなっています。  
引換券1枚で1ポイントもらえます。  
20ポイント貯めると500円の商品券と交換します。

※ ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※ 天候により中止になる場合があります。

※ 新規出店者（出店料500円）も募集しています。

詳細はお問い合わせください。

■主 催／みまたん駅前よかもん元気会



※お問い合わせは、三股町物産館よかもんや  
（☎52-3131）をお願いします。



◆ 平成26年度 軽自動車税の身体障害者などに対する  
減免申請を受け付けます

4月1日現在、軽自動車税の納税義務者で、軽自動車税の身体障害者などの減免を希望する人は次の通り申請手続きをお願いします。

受付期限	5月26日（月）まで（ただし、土・日・祝日を除く） *受付期日を過ぎると受け付けできません。ご注意ください。
必要なもの	① 障害を証明するもの（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など） ② 運転免許証 ③ 車検証 ④ 印かん（認め印可） *家族が運転する場合、各種証明書が必要となる場合があります。
該当する人	障害の内容や等級により異なります。 次ページの「身体障害者など減免適用範囲表」で確認してください。
そのほか	① 普通自動車税でも同様の制度があります。 （手続き先：都城県税・総務事務所 ☎23-4516） *普通自動車と軽自動車と両方該当する場合はどちらか一方（1台）に限られます。 ② 1度受け付けた減免申請は、納期（6月2日（月））以降は取り消しできません。

※お問い合わせは、税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）  
（☎52-1111・内線133・134）をお願いします。



【身体障害者など減免適用範囲表】

手帳の種類・障害区分		本人運転	生計同一者または 常時介護者運転
視覚障害		1級～3級・4級の1	
聴覚障害		2級・3級	
平衡機能障害		3級	
音声機能障害		3級(咽頭摘出手術を受けた人に限る)	
上肢不自由(上肢機能障害)		1級、2級の1・2級の2(両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載のある人に限る)	
下肢不自由(下肢機能障害)		1級～6級	1級、2級・3級の1
体幹不自由(体幹機能障害)		1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級(両上肢に障害がある人に限る)	
	移動機能	1級～6級	1級～3級(3級のうち一下肢のみの運動機能障害を除く)
心臓・じん臓・呼吸器・膀胱 または直腸・小腸の機能障害		1級・3級	
ヒト免疫機能障害 肝臓機能障害		1級～3級	
併合障害		1級～4級	1級～3級

手帳の種類・障害区分	本人運転	生計同一者または 常時介護者運転
視覚障害・聴覚障害 平衡機能障害	特別項症～第4項症	
音声機能障害	特別項症～第2項症 (咽頭摘出手術を受けた人に限る)	
上肢不自由(上肢機能障害)	特別項症～第3項症	
下肢不自由(下肢機能障害)	特別項症～第6項症・ 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由(体幹機能障害)	特別項症～第4項症	
心臓・じん臓・呼吸器・膀胱 または直腸・小腸の機能障害	特別項症～第3項症	
療育手帳	総合判定 A	総合判定 A (ただし、特別支援学校への通学に使用する人については、B1・B2を含む)
精神障害者保健福祉手帳	障害等級 1級	

【自動車の運転者と所有者の関係など】

運転者	身体障害者などの状況	所有者(取得者)	使用目的
身体障害者など本人		身体障害者など本人	目的は問わない
身体障害者などと生計を一にする人	下記以外の人	身体障害者などが18歳以上 身体障害者などが18歳未満	も 身体障害者などの
	減免対象となる障害の級等の療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	身体障害者などと生計を一にする人	ぱ 1 通院 2 通学 3 通所 4 生業 など
身体障害者などのみで構成される世帯に属する身体障害者などを常時介護する人		身体障害者など本人	日常的に

## ◆ ごみ収集の日程をお知らせします

4月から**ごみ収集日を固定化**します。昨年度までは、収集日が祝日に重なった場合は、ほかの曜日に振り替えて収集していましたが、**4月から祝日も収集**します。ご注意ください。

収 集 日	カレンダー色	収 集 品 目
毎週 月曜	緑	燃えないごみ
毎週 火・金曜	ピンク	燃えるごみ
第1・3木曜	青	缶・瓶(資源ごみ)
第2・4木曜	紫	白色トレイ・ペットボトル (資源ごみ)

※「カレンダー色」は「平成26年度ごみ収集カレンダー」の収集日と同じ色です。

◎12月31日(水)～平成27年1月4日(日)の間は収集しません。

《お詫び》「平成26年度三股町ごみ収集カレンダー」の10月部分で毎週金曜日が、色はピンク(燃えるごみ)になっていますが、文字が「不燃」になっています。「可燃」の誤りですので、お詫びして訂正致します。

お問い合わせは、  
環境水道課 環境保全係  
(☎52-1111・内線：264・265)  
にお願いします。



## ◆ 太陽光発電システム設置費の一部を補助します

町では、クリーンエネルギーの普及促進を図り、自然環境に優しい循環型のまちづくりの推進、地球温暖化防止を目的として、太陽光発電システム設置費の一部を補助します。

対 象 者	①自らが居住もしくは所有する町内の住宅(店舗などとの併用住宅を含む)にシステムを設置する人 ②電力会社と電灯契約を結ぶ人 ③町税を完納している人 *補助金の申請後に設置工事を開始、あるいは対象システム付建売住宅を購入し、平成27年3月31日(火)までに電力会社への売電が開始できる場合が対象になります。 *三股町内または都城市内の事業者との工事契約または売買契約の場合が対象となります。 *最大出力の合計値が、 <u>3キロワット以上10キロワット未満</u> のものが対象になります。
補助金額	5万円
申請の受付期間	申請数が50件に達するまで随時受け付けます。 *必要書類を準備し、環境水道課まで直接ご持参ください。 *それぞれ先着順で受け付け、予定件数に達し次第、締め切ります。 *同日に予定件数を超えた場合、その日の申請者の中から、抽選にて受給対象者を決めます。
申 請 書	町役場2階 ⑩番 環境水道課窓口にあります。 ◎町公式サイトからもダウンロードできます。 <a href="http://www.town.mimata.miyazaki.jp/">http://www.town.mimata.miyazaki.jp/</a>

※お問い合わせは、  
環境水道課 環境保全係(2階 ⑩番窓口)  
(☎52-1111・内線264)にお願いします。



# 平成26年度 家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を補助します

## 「家庭用電動生ごみ処理機」とは？

家庭から出た生ごみを減量化・堆肥化できる機械です。

- ・「乾燥式」…高温の温風などにより生ごみを乾燥処理して堆肥化する機械。
- ・「バイオ式」…微生物に生ごみを分解させ堆肥化する機械。



生ごみの量が減り、処理後は臭いもなくなり肥料として活用できます。

### 【補助対象(下記の要件にすべて該当する人)】

- (1) 町内に住所があり、引き続き居住する人 ※法人を除く
- (2) 家庭で使用するために、三股町内および都城市内の販売店から購入する人  
※ 既に購入済みのものは対象外
- (3) 本人または同一世帯に属する他の者が、電動生ごみ処理機購入費補助金を過去に一度も受けたことがない人  
※1世帯で2台以上購入しても補助対象となるのは1台のみです。
- (4) 町税の滞納のない人
- (5) 処理機の使用状況などに関する調査に協力できる人
- (6) 補助金の申請日から平成27年3月31日(火)までに購入したもの

### 【補助金額】

本体購入金額の半額(100円未満は切り捨て)。ただし、3万円が上限です  
※補助対象となるのは処理機本体の購入費(税込み)のみです。  
取り付け費用・付属品代・配達料などは対象となりません。

### 【受付期間】

平成27年2月27日(金)まで  
※予定件数に達し次第、終了となります。ご了承ください。

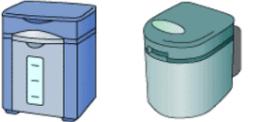
【補助金交付の流れ】 ※申請・請求に必要な書類は町公式サイトからダウンロードできます。

### 〔申請〕

〈申請時に必要な書類〉

	必要書類	備考
1	補助金交付申請書	「補助金申請者」と「処理機の購入者」は同一人
2	(補助金申請者の)滞納のない証明書	町役場1階 ⑤番 税務財政課で発行(手数料300円)
3	購入先の見積書	

○〔決定通知〕…町役場から交付、または不交付決定通知を郵送します。



○〔購入〕…

補助金交付決定通知書の決定の日から30日以内または平成27年3月31日(火)までのいずれか早い日までに販売店で購入してください。

※三股町内および都城市内の販売店から購入することが条件となっています。

個人からの購入や、インターネットのサイト上での購入は補助の対象となりません。

### 〔実績報告・請求書提出〕

〈実績報告・請求書提出時に必要な書類〉

	必要書類	備考
1	補助金交付請求書	「補助金交付申請書」と同じ印かん(認め印可)を使用してください。口座振込です。口座名義人は「補助金申請者」と同一となります。
2	領収書の原本 ※コピーをとります。	◎ 領収書には次の事柄が明記されている必要があります。 (1) 購入者氏名 ※フルネーム、「補助金申請者」と同一人 (2) 日付 ※記載の無いものは無効 (3) 購入金額(税込み) ※処理機本体の購入費(税込み)の記載のあるもの (4) 商品名 ※機種名や型番などが記載されていること (5) 販売店名 (6) 販売店の住所 ※クレジットなどで購入の場合は、その証明となるもの(お客さま控えなど)
3	メーカー保証書の原本 ※コピーをとります。	販売店名が記載されているもの

○〔確定通知〕…町役場から交付確定通知を郵送します。

○〔交付(補助金の支払い)〕…補助金申請者の口座に補助金が振り込まれます。

お問い合わせは、  
環境水道課 環境保全係  
(☎52-1111・内線:264・265)  
にお願いします。

## ◆ 平成26年度 狂犬病予防集合注射を実施します

狂犬病予防法では、生後91日以上の子犬の飼い主に対し、年1回の狂犬病予防注射の接種を義務付けています。また、飼い主は町が交付する注射済票を、常に犬に身に付けさせなければなりません。

町では、次の通り集合注射を実施しますので、都合の良い会場で接種してください。

なお登録している犬が既に死亡している場合、届け出が必要ですので、ご連絡ください。

集合注射会場での料金について			
登録済みの場合		未登録の場合	
会場での注射料	2,450円	会場での注射料	2,450円
注射済票交付手数料	550円	注射済票交付手数料	550円
		登録手数料	3,000円
合計	<b>3,000円</b>	合計	<b>6,000円</b>

\* つり銭のいらないようご協力をお願いします。

\* 犬にはしっかりと**首輪・引き綱**を着け、犬を制御できる人が会場に連れてきてください。

\* 興奮して注射が困難な犬は、病院での接種をお勧めします。

### ☆ 飼い主の皆さんへのお願い ☆

「体調がすぐれない」「現在病気療養中である」「アレルギー体質である」などの場合には、かかりつけの動物病院で診察を受け、獣医師の指示に従ってください。

なお会場での予防注射に起因する健康被害が発生した場合、**保証制度はありません**のでご了承ください。



## 『日 程 表』

日程	時 間	場 所	対象地区
5 / 14 (水)	午前	9時 ~ 9時40分	蓼池児童館 蓼池
		10時 ~ 10時40分	第6地区分館 勝岡・三原
		11時 ~ 11時30分	前目研修館 前目
	午後	1時30分 ~ 2時	第4地区分館 梶山
		2時20分 ~ 2時40分	田上集落センター 田上
		3時 ~ 3時20分	餅原営農研修館 餅原
5 / 15 (木)	午前	9時 ~ 10時	第7地区分館 上新・下新
		10時20分 ~ 11時	今市児童館 今市・中原 花見原
	午後	1時30分 ~ 2時10分	第8地区分館 東原・稗田
		2時30分 ~ 3時30分	第9地区分館 東植木・西植木
5 / 16 (金)	午前	9時 ~ 9時20分	大野集落センター 大野 大八重
		9時40分 ~ 10時	第5地区分館 仮屋 内ノ木場
		10時20分 ~ 10時40分	轟木精米所 轟木
		11時 ~ 11時40分	第2地区分館 上米・中米
	午後	1時30分 ~ 2時	第3地区分館 第3地区全域
		2時20分 ~ 2時40分	櫟田営農集落館 櫟田・谷
		3時 ~ 4時	町体育館 山王原・仲町

※当日は案内のはがきをご持参ください。

※狂犬病予防注射は、各動物病院で受けることができます。  
料金は同じく3,000円です。



※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）

（☎52-1111・内線264・265）をお願いします。

大切な水を守るため、生活排水の適正な処理をお願いします

## 「水はみんなの大切な財産です」

大淀川の水質は、平成3年に九州一級河川（20河川）のランキングで最下位でした。そこで、平成5年に当時の流域16自治体（現在は4市4町の8自治体）で河川浄化を目的に「大淀川サミット実行委員会」を結成し、首長会談や啓発活動などを行ってきました。

また三股町では、「クリーンアップみまた」の開催や河川パトロールを定期的実施するほか、生活排水処理対策として、地域別に農業集落排水事業、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置補助事業などに取り組んでいます。

本町の清流を取り戻し、後世に引き継ぐために皆さんのご理解とご協力をお願いします。

「河川を汚す原因の一つとして、家庭からの生活排水（浴槽、台所、洗面所等の排水）が適正に処理されていない」ことがあります。

生活排水を適正に処理する方法として、町では「公共下水道」「農業集落排水」「合併処理浄化槽」の三つを推進しており、住宅などを新築される場合は、必ずいずれかの方法で処理する必要があります。なお、既存の住宅などで「くみ取り」や「単独浄化槽」を使用している人も同様をお願いしています。

### ●合併処理浄化槽の維持管理に努めましょう

浄化槽は、デリケートな微生物の働きを利用して汚物を取り除いていますので、使い方が良くないと、汚物がそのまま流れたり、悪臭がしたりと、機能が十分に働きません。微生物が活動しやすい環境を保つため、日頃の維持管理が大変重要です。

そのため、管理者には浄化槽法で、浄化槽の ①保守点検、②清掃、③法定検査を受ける義務などを課し、この法律に違反した場合は、罰則なども設けられています。

#### ◎ 保守点検・清掃

浄化槽が正常な機能を発揮するには、浄化槽の健康管理に当たる保守点検・清掃が必要です。この保守点検・清掃は専門的知識・技術を持った業者に委託して実施してください。

宮崎県の許可を受け三股町を営業区域とする保守点検業者は20社以上あります。また、清掃業者は、町指定業者1社となっています。詳細は、町環境水道課環境保全係までお問い合わせください。（☎52-1111・内線265）

#### ◎ 法定検査

法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、きれいな処理水を流せるかを確認するために不可欠な検査です。必ず受検するようにしてください。詳細は（公財）宮崎県環境科学協会までお問い合わせください。

（☎：0985-51-4331）



## 平成26年度から合併処理浄化槽の補助制度が変わります

限られた財源を多くの皆さんへ活用してもらうために、平成26年度より新築住宅に設置する合併処理浄化槽に対する補助金額を次の通り見直します。また新たに単独処理浄化槽を撤去する場合の補助制度を設けました。

### ●補助金額

人槽区分	【新築の場合】	【くみ取り式トイレまたは単独処理浄化槽からの改築の場合】
5人槽	12万円	33万2千円
6～7人槽		41万4千円
8～10人槽		54万8千円
11～20人槽		

平成26年度より単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合は上記金額に上乗せして撤去に係る費用を補助（ただし上限9万円）します。詳しくはお問い合わせください。

### ●補助を受けるためには

公共下水道や農業集落排水処理区域外に、新築住宅の建築をする人やくみ取り式トイレ・単独処理浄化槽の改築をして、合併処理浄化槽の設置をする人は、**必ず、設置工事に着手する前に交付申請をして、交付決定通知後に、設置工事に着手してください。**交付決定前に工事を開始すると補助金の交付が受けられなくなります。

なお補助金には限りがありますので予算に達した時点で終了となります。ご了承ください。

### ●補助の対象

主に居住用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住用に供する建物が対象です。なお寄宿舍、別荘は除きます。

### ●補助の要件

- ・公共下水道および農業集落排水処理区域外であること
- ・町税などを滞納していない人
- ・県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること
- ・5人槽～20人槽であること など

### （注意）合併処理浄化槽の設置に当たって

浄化槽を設置すると、その後長い年月にわたり使用することになります。したがって、その住宅に応じた浄化槽を選定し、適正に設置することが、浄化槽の機能を維持する上で大変重要になります。そのため、設置工事は県が指定する浄化槽工事登録業者に依頼してください。指定業者以外で工事を行うと補助が受けられなくなります。



※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）

（☎52-1111・内線265）をお願いします。

## 住宅リフォーム経費の一部を補助します

### ○住宅リフォーム助成事業とは

町民が住んでいる住宅などの増改築工事を、町内の施工業者に発注する場合、その経費の一部を補助することにより、生活環境の向上と町内産業の活性化を図るものです。

※ 平成26年度予算額は800万円です。予算に到達した時点で事業終了します。ご注意ください

対象住宅	持ち家で自分が住んでいる住宅
工事金額	工事経費が20万円以上で、①～③の工事が条件です。 【注意】申し込み時点で着手している工事・申請手続き中に着手するものは対象外（事前審査申請書を提出し、審査を受ける必要があります）
対象となる工事	① 住宅の修繕、補修、改築および増築のための工事 ② 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替えなど、住宅の模様替えのための工事 ③ ①、②に掲げるもののほか、町長が特に認める改修工事
助成金額	補助対象工事費の15%で10万円を上限に補助します。
そのほか	* 工事には町内に主な事業所などの住所が2年以上あり、継続して事業を実施している業者を利用してください。 ★施工業者は登録制になりますので、利用予定の施工業者の確認をお願いします。 * 町のほかの補助事業・類似する保険給付などと重複して受けることはできません。ご注意ください。
申込期間	平成27年1月30日（金）まで随時受け付けます（土、日、祝日を除く）。 ★予算に到達した時点で受け付け終了です。

申込方法	所定の様式に記入して、着工1カ月前までに都市整備課 建築係に提出してください。◎郵送は不可。
書類の配布場所	都市整備課 建築係（2階⑨番窓口） ◎町公式サイトからもダウンロードできます。 <a href="http://www.town.mimata.miyazaki.jp/">http://www.town.mimata.miyazaki.jp/</a>

### 注意

#### ①追加工事

三股町住宅リフォーム事前審査申請書を提出し、工事着手した後に追加工事が発生した場合は、**すぐに担当者へ必ず連絡し、担当者の指示に従ってください。**

#### ②工事完了時期

平成27年2月27日（金）までに工事を完了させてください。

### 【ご注意ください！】

住宅リフォーム助成事業は、全国的に各自治体で取り組んでいる事業ですが、ほかの地域では、最近、事業申請者と施工業者間のトラブルなどが多発しています。

申請者と施工業者、互いに疑問点のないよう、打ち合わせを十分に行い、納得してから事業申請や追加申請をするようお願いします。

見積もりは、数社から取ることをお勧めします。



※お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）

（☎52-1111・内線242・243）にお願いします。



## ◆ 木造住宅の耐震診断を実施します

近年、大地震が頻発ひんぱつしており、家屋の倒壊などにより死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受け、町では1981（昭和56）年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図り、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指すため、木造住宅の耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助します。希望する人は、お問い合わせください。

### 1. 耐震診断

項目	内容
対象建築物	1981（昭和56）年5月31日以前に着工された木造住宅で、現に完成しているもの。
耐震診断	「木造住宅の耐震診断と補強方法」（（財）日本建築防災協会発行）による耐震診断。
耐震診断費用	1棟当たり6万円のうち、個人負担は6,000円です。残りの5万4,000円を国・県・町で負担します。
実施方法	町が宮崎県木造住宅耐震診断士に委託して、耐震診断を行います。
棟数	5棟（定数に達し次第、締め切ります）

### 2. 耐震改修など ※耐震診断を行っていることが条件です。

項目	内容
耐震改修工事	<p><b>①改修工事</b> 耐震診断の結果、評価点が1.0未満（倒壊する可能性がある）、または0.7未満（倒壊する可能性が高い）のものを、<u>1.0以上</u>（一応倒壊しない）とする改修工事を指します。</p> <p><b>②改築工事</b> 耐震診断の結果、評価点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）のものを、<u>1.5以上</u>（倒壊しない）とする改築工事をいいます。</p>
補助額	<p>・評価点が0.7未満の場合（限度額75万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい方の金額の2分の1以内。</p> <p>・評価点が0.7以上の場合（限度額50万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい方の金額の3分の1以内。</p>
棟数	4棟（定数に達し次第、締め切ります）

### 3. 耐震アドバイザー派遣

木造住宅の耐震に係る相談や地域での普及活動を行うアドバイザーを派遣します。

※お申し込み・お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）  
（☎52-1111・内線242）にお願いします。

# 町有地を売ります！

平成26年度  
第1弾！

※入札に際して各種条件が設定されています。詳しくはお問い合わせください。  
※土地の一部のみを購入することはできませんのでご了承ください。

物件No.	売却土地	面積および坪数	地目	予定価格
①	三股町大字榊山字射場前 4573番4ほか2筆 （旧老人福祉センター）	2,239.56平方メートル 約678坪	宅地	2,480万円

## 申し込みについてのお知らせ

◆公売の方法＝一般競争入札

※必ず現地を下見してから  
お申し込みください。

◆入札日時など

＝日時：5月28日（水）午前10時～  
場所：町役場4階 第1会議室

◆申込受付期間

＝5月19日（月）～26日（月）  
※受付時間は、午前9時～午後4時  
※申込物件ごとに町指定の用紙で、町総務課行政係へお申し込みください。  
申込用紙は窓口にあります。

◆入札保証金

＝ご自身の入札価格の5%以上が必要です。  
※落札した場合は、契約保証金に充当します。それ以外は返金します。

◆契約保証金＝契約金額の10%以上が必要です。

◆その他経費＝契約書の収入印紙や登録免許税などが必要となります。

お買い得だよ！  
この機会を見逃さないでね。



※お申し込み・お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

（☎52-1111・内線234）にお願いします。



## ◆ 電柱への「カラスの巣作り」による停電防止にご協力ください

毎年、2～5月に、電柱への「カラスによる巣作り」が発生しています。巣の材料である小枝や針金が電線に接触すると、停電の原因となるため、早急に撤去する必要があります。見掛けた場合は、九州電力までご連絡ください。

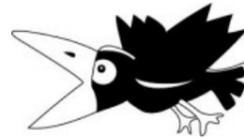
なおご連絡の際は、電柱番号や目標物などを併せて教えていただくと助かります。

### ◎「電柱番号」の読み方

電柱番号は、電柱に付けられている「番号札」に記載されています。横に数字3桁、縦にカタカナ1文字と数字3桁で構成されます。参考写真の場合は、「863サ981」と読みます。



電柱番号はこのように表示されています



## ◆ 感電事故防止に努めましょう

### 1 こいのぼりや魚釣りは電線に触れない所で

次の点に気を付けましょう。

- こいのぼりや魚釣りは電線から十分に離れた所で行いましょう。
- もし、こいのぼりや釣り糸が電線に掛かった場合は危険ですので自分で取らないでください。すぐに最寄りの九州電力営業所までご連絡ください。

### 2 クレーン作業などを行う前に

次の点に気を付けて作業をしましょう。

- クレーン作業などを行う前には、付近の状況をよく観察し、電線路に接触する恐れがないかご確認ください。
- 配電線の近くで作業を行う場合は、九州電力に連絡し、建設用防護管を取り付け、安全措置が取られた後に作業を行ってください。
- 電線路近くの作業では、専任の監視者を準備し、単独作業を行わないでください。
- 車両の移動を行う場合は、必ずブームの収納を行ってください。ダンプカーなどについては荷台が下がっていることを必ず確認の上、移動してください。
- ご不明な点は、お問い合わせください。

※お問い合わせは、

九州電力株式会社都城営業所

(☎0120-986-705) にお願ひします。

## ◆ 憲法週間行事を実施します

裁判所では、憲法記念日（5月3日）を中心とした5月1～7日までを「憲法週間」と定めています。

これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

法務省、検察庁や弁護士会などの協力の下、次の通り憲法週間行事を実施します。

番号	行事名	日時	場所
①	弁護士会、法務局および裁判所による「法律相談」「人権相談」「調停手続き案内」 <b>(予約不要)</b>	5月7日(水) 午後1時～3時	都城地方合同庁舎 2階会議室 (都城市上町2街区11号)
②	都城の裁判所における「裁判傍聴」「法廷見学」「DVD上映」「家事調停についての説明」など <b>(要予約)</b>	5月15日(木) 午前9時～11時	宮崎地方裁判所都城支部/宮崎家庭裁判所都城支部/都城簡易裁判所 (都城市八幡町2-3)

※お問い合わせは、

- ・宮崎地方裁判所都城支部/宮崎家庭裁判所都城支部/都城簡易裁判所

☎23-4131 (番号①・②とも)

- ・宮崎地方法務局都城支局

☎22-0490 (番号①のみ) にお願ひします。

## ⑥ 保健と福祉（一般）

### ◆「三州健康教室」を開催します

三州病院では毎月、地域の皆さんの健康維持・増進のために健康教室を開催しています。

誰でも参加できますので、ご近所お誘い合わせの上、ご参加ください。

期 日	5月16日（金）
時 間	午後3時～4時
場 所	三州病院3階 カンファレンス室 住所：都城市花繰町3街区14
内 容	テーマ「すい臓の話」 講師：鹿児島大学保健学科 新地洋之 教授
参 加 費	無 料
定 員	60人
申し込み方法	電話または来院時にお申し込みください。 <b>※予約が必要です。</b>

※お申し込み・お問い合わせは、  
三州病院（☎22-0230）をお願いします。



### ◆「エクササイズクラブ」で運動しませんか

健康管理センターでは、自主的な運動が継続できるよう、ホール・ホール内にある運動器具を開放し、町民の健康づくりを支援しています。

健康のために運動を始めたい人など、ぜひご利用ください。

対象者	19歳以上の三股町民（三股町に住民票のある人） ただし、治療中および経過観察中の疾患のある場合、定期的な医療監視下であり、医師の許可を得ている人。
利用方法	年度ごとの登録制になっています。利用希望の人は必ず登録用紙の提出をお願いします。登録用紙は健康管理センターにおいてあります。（※印かんが必要）【認め印可】
利用できる日	【日中】月～金曜日の午前9時～午後4時30分 健康管理センター検診ホールの使用可能な日（祝日、年末年始、お盆8/13～15を除く） 【夜間】月・水・金曜日の午後7時～9時（12月～2月を除く） ※毎月、利用できる日・時間が書かれた計画表を発行します。
注意事項	・運動指導者はいませんので、自主的な運動となります。運動器具については、それぞれ使用方法を書いたものが置いてあります。 ・ホールでは球技などはできません。主に運動器具を利用した運動となります。

※お問い合わせは、健康管理センター

（電話52-8481）をお願いします。



## ⑧ 農林畜産業関連

### ◆ 畜産農家の皆さんへ

# 毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

平成25年12月に沖縄県で初発した豚流行性下痢（PED）は、鹿児島県、宮崎県に感染を広げ、平成26年3月20日現在、全国13県に拡大しています。

都城・北諸県管内での発生頻度は減少していますが県内の他地域での発生事例が確認されており、再発、感染拡大に対する注意が必要です。

今回は養豚に係る病気の伝搬ですが、世界的に口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病が多発しております。

畜産農家の現在の防疫体制を見直すとともに、伝染病に対する防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

### 「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

#### 《次のことを守りましょう》



#### ① 長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

#### ② 踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

#### ③ 農場訪問者の記録および立ち入り禁止

農場内への部外者立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

#### ④ 早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙の必要な人は、町役場で配布しています。

町役場3階 ⑫産業振興課までお越しください。

※お問い合わせは、産業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）  
（☎52-1111・内線331・343）をお願いします。

### ◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による 町商品券交換事業を実施しています



#### 農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」との交換事業を行っています。**

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めるとともに、この事業に積極的にご参加くださいますようお願いいたします。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

1. 農業を営み、町内に居住していること。
2. 協議会の実施する処理要領（処理日、場所や分別など）を守ること。

### ◆ 農業用廃棄プラスチック処理業務のお知らせ

使用済みプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で、適正に処理することが義務付けられています。

☆5月の農業用廃プラスチックの処理業務は次の通り実施します。

日 時	5月7日（第1水曜日）・5月21日（第3水曜日） 《午後1時30分～3時30分》 ★雨天の場合は中止になる場合があります。 ★不明な場合は下記の事務局までお問い合わせください。
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた） ☎52-5424
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 <b>種類別・色別に分別</b> して20 <sup>キ</sup> 程度に結束して搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・ <b>キログラムあたり 6円</b> ポリ系・・・ <b>キログラムあたり 23円</b> 硬質プラスチック類・・・ <b>キログラムあたり 41円</b>
注意事項	★処理料金は <b>現金払い</b> です。 ★ <b>印かん</b> をご持参ください。



※お問い合わせは、（事務局）産業振興課 農業振興係（3階 ⑫番窓口）

（☎52-1111・内線353）をお願いします。

## ⑨ 相 談

### ◆ 行政相談委員をご存じですか

行政相談委員は、法律に基づき、総務大臣から委嘱された住民と行政のパイプ役です。無報酬で、行政に対する苦情や意見・要望を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

#### 【行政相談員】

下石 年成  
大村 田三吉



国の仕事、その手続きやサービスについて困っていることはありませんか。相談は無料で、相談内容などの秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

※お問い合わせは、

総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）（☎52-1111・内線234）

または宮崎行政評価事務所（☎0985-24-3370）

をお願いします。

### ◆ 「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの苦情や意見・要望を聴いた上で、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事やその手続き、サービスについて困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしでお気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守ります。

次の日程で行政相談が実施されますので、お気軽にご相談ください。

日 程	5月7日（水）・5月19日（月）
時 間	午前10時～正午
場 所	総合福祉センター「元気の杜」
相談委員	下石 年成さん 大村 田三吉さん

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

（☎52-1111・内線234）をお願いします。

無料です

### ◆ 「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩みごと相談」にも応じています。お気軽にご相談ください。\*予約は不要です。

#### ★特設人権相談

期 日	担当者
5月7日（水）	黒木 兼一郎
6月4日（水）	山之内絹代
7月2日（水）	東 秀美

時 間： 午前10時～午後3時

場 所： 総合福祉センター「元気の杜」

#### ★常設人権相談

1. 日 時： 平日の午前8時30分～午後5時15分

2. 場 所： 宮崎地方法務局都城支局  
（都城合同庁舎5階相談室）

3. 担当者： 人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

（☎52-1111・内線232）

常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局

（☎22-0490）をお願いします。



## ◆「こころの健康相談」を実施します



ご家族や関係者からの相談も受け付けます。ぜひ、ご利用ください。

項目	内容
期 日	5月15日(木) ☆原則として毎月第3木曜日になります。
時 間	午後1時30分～4時
場 所	都城保健所(都城市上川東3-14-3)
相談体制	保健師が事前に相談を受け、必要と思われる人については医師による相談(予約制)を行います(無料)。
相談内容	①精神科の病気、心の健康に関する問題など、精神保健一般 ②不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカット、引きこもりなど ③アルコール依存、薬物問題、そのほかの依存など
申し込み	事前に下記、保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください。

都城保健所管内は県内でも自殺死亡率が高い状況にあります。自殺した人の背景には、心の病気などがあるにもかかわらず、気軽に精神科などの専門医を受診できない状況もあるため、保健所では随時相談を受け付けています。

※お申し込み・お問い合わせは、  
都城保健所 疾病対策担当保健師(☎23-4504)をお願いします。

## ◆「ふれあい福祉相談」を実施します

社会福祉協議会では、生活上の問題・結婚・離婚・金融上のトラブル・介護のことなどあらゆる相談を受け付けます。

また、電話での相談も行います。

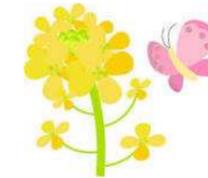
○日 時： 毎日 午前9時～午後5時  
(土・日・祝日は除きます)

○場 所： 総合福祉センター「元気の杜」<sup>もり</sup>



※お問い合わせは、社会福祉協議会(☎52-1246)をお願いします。

## ◆「法律相談」(無料)を実施します



社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に法律相談を開設しています。

日 程	5月20日(火)・6月17日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金融上のトラブルなど、生活にかかわる法律上のあらゆる相談・悩みごとに対して、司法書士が適切にお答えします。
申込方法	当日は予約制です。人数に制限がありますので、相談を希望する人はお早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。なお秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、  
社会福祉協議会(☎52-1246)をお願いします。

## ◆「交通事故無料相談」を実施します

都城地区交通安全対策協議会では、交通事故の相談を充実させるため、無料相談を行っています。交通事故でお困りのことがありましたら、どんなことでもご相談ください。

○日 時： 毎日 午前9時～午後4時  
(水・土・日・祝日は除きます)

○場 所： 都城市役所2階 生活文化課内

★事前に、電話にてお問い合わせください。

※お問い合わせは、  
都城地区交通事故相談所(☎23-0944)をお願いします。

